

令和2年第10回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年10月27日（火）
開会 15時04分 閉会 15時55分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 米倉 ゆかり 委 員 岩佐 礼子
委 員 平井 國政 委 員 小寺 香里
- 4 事務局
教育部長 渡邊 和彦
次長兼教育総務課長 坪矢 一義
学校教育課長 石井 睦基
社会教育課長（以下、「社教課長」という。） 淡居 宗則
体育保健課 総括主幹 藤原 直也
本日の書記 総括主幹 御手洗 薫 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 4件
- 6 報告事項等 3件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 1名

開会・点呼

教育長 それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

教育長 ただいまから令和2年第10回教育委員会会議を開会します。

前回会議録の承認

教育長 前回の第9回佐伯市教育委員会の会議録の承認を岩佐委員お願いいたします。
（会議録に署名）

教育長の報告

なし

会期の決定

教育長 本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は16時15分を

予定しています。よろしく申し上げます。

議 事

教育長 はじめに、本会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により公開となります。

教育長 議事に入る前に、訂正があります。次第の 4、議事中、議案第 33 号「校区外就学について」は、審議の必要性がなくなりましたので取下げさせていただきます。

【議 案】

議案第 34 号 佐伯市文化会館条例施行規則の廃止について

教育長 それでは、議案第 34 号「佐伯市文化会館条例施行規則の廃止について」提案しますので、淡居社会教育課長から説明いたします。

社教課長 議案第 34 号佐伯市文化会館条例施行規則の廃止について、資料 1 ページをご覧ください。佐伯市文化会館条例施行規則の廃止についてご説明します。本議案は、令和元年 9 月議会において、佐伯市文化会館条例（令和 2 年 11 月 1 日付）の廃止が可決されたため、本施行規則を廃止するものです。以上で議案第 34 号についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

教育長 なければ、議案第 34 号の承認についてお諮りいたします。議案第 34 号について、承認してもよろしいですか。

小寺委員 今、文化会館に飾られている物であったり、緞帳等は今後、どこに保管されるか決まっているのでしょうか。

社教課長 現在、佐伯文化会館にある備品については、一般の備品の整理と同じように、必要なものがあれば所管替えを行ったり、売却できるものは売却を行い、それ以外は廃棄処分を行うこととなります。緞帳につきましては、他の備品と同じ流れになるかと思いますがその用途等は決まっておりません。ただ、重さだけで 1 トンありますので他の場所で利用することは難しいと思います。今後、備品の整理等を行っていきます。

小寺委員 今ある文化会館の備品は、教育委員会の物ではなく市の物なのですか。

- 社教課長 教育委員会所管の備品です。他の部局で利用する場合は、所管替えを行ことになります。
- 小寺委員 緞帳の神の井については、大入島の神武天皇伝など佐伯の文化・伝統とか、観光面の視点でも置かれる場所によっては輝く備品だと思いますので処分ではなく活用してほしいので検討していただけたらと思います。
- 社教課長 基本的には最初から処分という事ではなくて、色々な手続きを行い、最終的にどうなるかという事になります。
- 平井委員 桜ホールの使用について、使用料の減免等の規定はあるのでしょうか。
- 社教課長 条例等を確認して回答します。
- 教育長 他にございませんか。
- 教育長 なければ、議案第 34 号の承認についてお諮りいたします。議案第 34 号について、承認してもよろしいですか。
- 各委員 (全委員から「はい」との同意あり)
- 教育長 議案第 34 号については、提案どおり承認します。

議案第 35 号 佐伯市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について

- 教育長 それでは、議案第 35 号「佐伯市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について」提案しますので、淡居社会教育課長から説明いたします。
- 社教課長 議案第 35 号佐伯市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について、資料 4 ページをご覧ください。佐伯市教育委員会事務局組織規則等の一部改正についてご説明します。本議案は、第 34 号議案同様に、昨年 9 月議会において、佐伯市文化会館条例の廃止が可決されたことに伴い、一部改正を行うものです。佐伯市教育委員会事務局組織規則の一部について、主務課長等が専決することができる事務から、文化会館の使用申込み及びその許可事項に関するものを除くため、第 5 条第 1 項第 3 号中「、文化会館」を削り、上記専決事項を文化会館長が専決することができるとする規程を削除するため同条第 2 項中「文化会館、」及び「文化会館長、」を削るものです。次に佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正についてご説明します。佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の第 2 条、教育長に委任する別表の事務の委員名から資料 25 ページの別表のとおり、文化会館運営審議会委員を削るものです。最後に、

佐伯市教育委員会公印規則の一部改正についてご説明します。佐伯市教育委員会公印規則の資料 31 ページの別表第 1 中、教育長名をもってする佐伯文化会館の事務等に関する文書に使用する「大分県佐伯市教育委員会教育長印」、資料 31 ページの同表中、文化会館長名をもってする文書に使用する「文化会館長之印」の削除及び別表第 2 の佐伯文化会館長印の印影を削除するものです。以上で議案第 35 号についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

教育長 なければ、議案第 35 号の承認についてお諮りいたします。議案第 35 号について、承認してもよろしいですか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり）

教育長 議案第 35 号については、提案どおり承認します。

議案第 36 号 佐伯市教育委員会文書管理規程及び佐伯市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正について

教育長 それでは、議案第 36 号「佐伯市教育委員会文書管理規程及び佐伯市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正について」提案しますので、淡居社会教育課長から説明いたします。

社教課長 議案第 36 号佐伯市教育委員会文書管理規程及び佐伯市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正について、資料 36 ページをご覧ください。佐伯市教育委員会文書管理規程の一部改正についてご説明します。本議案は、議案第 34 号、35 号と同様に昨年 9 月議会において、佐伯市文化会館条例の廃止が可決されたことに伴い、一部改正を行うものです。佐伯市教育委員会文書管理規程中、別表第 1 から「佐伯文化会館」及び文書記号の「佐文」を削除するものです。次に、佐伯市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正についてご説明します。佐伯市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程中、別表第 2、職種別基準表から「佐伯文化会館長」を削除するものです。以上で議案第 36 号についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

教育長 なければ、議案第 36 号の承認についてお諮りいたします。議案第 36 号について、承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 議案第 36 号については、提案どおり承認します。

議案第 37 号 佐伯市史編さん委員会委員の委嘱について

教育長 それでは、議案第 37 号「佐伯市史編さん委員会委員の委嘱について」提案しますので、淡居社会教育課長から説明いたします。

社教課長 議案第 37 号佐伯市史編さん委員会委員の委嘱について、資料 53 ページをご覧ください。佐伯市史編さん委員会委員の選任についてご説明します。市史編さん委員会は、学識経験者など 10 人の委員で構成されており、各種団体の長として佐伯商工会議所青年部会長を委員に委嘱しています。本議案は、青年部の新会長に有限会社 佐伯電業社 代表取締役の宮本昌和氏が就任されたことから、宮本氏を新たな委員に委嘱したいので、佐伯市史編さん委員会条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。なお、任期については、同条第 3 項により前任者の在任期間となるため、令和 2 年 10 月 27 日から令和 3 年 1 月 31 日までとなります。以上で議案第 37 号についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

教育長 なければ、議案第 37 号の承認についてお諮りいたします。議案第 37 号について、承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 議案第 37 号については、提案どおり承認します。

報告事項等

- (1) 寄附物品の受納について (非接触式電子温度計)
- (2) 令和元年度文部科学省「児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について
- (3) 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項ですが、最後にその他、何かございますか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第10回佐伯市教育委員会を終了します。

終了15時55分